

厚生文教常任委員会(特急反訳)

【速報版】

平成30年6月20日

午前10時 開会

○堀口委員長 皆さん、おはようございます。委員各位におかれましては、早朝より御参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、さきの6月18日、午前7時58分、大阪北部を震源とする地震により、被災をされました方々に、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に、心から御冥福をお祈りしたいというふうに思います。

それでは、本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託をされました議案第5号「泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第6号「泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の以上2件について審査いただくものがございますので、委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本常任委員会に付託されました議案については、本日委員会付託事件一覧表としてお手元に御配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、これを許可いたします。

○竹中市長 おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

堀口委員長さんを初め委員の皆さん方には、市政各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日の委員会は、平成30年第2回定例会において、本常任委員会に付託されました議案第5号「泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第6号について御審査をお願いするものでございます。

なお、一昨日の大阪北部の地震によりまして、一昨日、給水タンク車の派遣の要請がございまして、派遣をさせていただきました。

それ以後、きのうは派遣の要請はなかったんですが、きのう改めまして、被災建物の危険度判定士、これの派遣要請がございました。それにつきましては、あす、あさつての2日間、2名ずつ派遣の予定をいたしてございます。

なお、それ以後につきましても、また改めて要請があるということを知っておりますので、あり次第、対応させていただきたいというふうに思っております。

改めて、本日の議案2件につきましてもの御審査を賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

改めて、本日の議案2件につきましてもの御審査を賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○堀口委員長 なお、本日会議の傍聴の申し出がございません。傍聴の取り扱いについて、この際御協議をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

それでは、これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法につきましては、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第5号「泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○河部委員 今回のこの条例の一部改正なんですけれども、端的に言うて、この改正によって、ここには放課後児童支援員と書いているんですけども、うちで言うて指導員に当たるのかどうか、教えていただきたいのと、この改正によって、この指導員になるということが、より簡単になったの

か。結構誰でも、誰でもというか、今までよりも資格要件が緩和されたというふうに捉えたらいいのか、ちょっとその辺をまず教えてください。

○西本生涯学習課長 2点、御質問をいただきましたが、まず支援員、こちらはうちで泉南市で言うところの指導員に当たります。

あと、簡単になれるようになったのかという部分なんですけれども、今回の改正によりまして、これまで高校卒業等以上でないと入れなかったものが、高校卒業を問わず、学歴を問わず5年間、この放課後児童の、うちで言うところの指導員の補助をやっていたら入れられるということに緩和されたということになります。

以上です。

○河部委員 ありがとうございます。

より指導員になりやすくなったということで、今現状でいくと非常に、年度当初なんか特に放課後児童のそれぞれの現場において、指導員不足というものもよく聞いているんですが、先日の本会議でどなたかが質問した中で、現在9小学校10カ所で、指導員が20名、アルバイトが16名の計36名が配置をされているというふうに数字も聞いたんですが、今年度4月当初から、やっぱり指導員が欠員状態で、改めて募集をした中で、何とか10カ所2名ずつ配置して20人ということも確保されていると思うんです。

やっぱり年度スタートに欠員が出ているという状態がどうなのかなというのもあるんですが、特に来年度から、市長の市政運営方針にも載っていましたが、時間延長で時間の幅もふえてくる中で、より現場のしっかりした対応、体制も含めて必要になってくると思うんですが、これが緩和されたことによって、しっかりと来年度に向けての体制も含めて、これは教育委員会にもお願いしたいところなんです、その辺の一定の、来年からちょっと時間延長されるということも踏まえて、改めて教育委員会としての方針、しっかり体制を組んでいくということら辺の考えも含めて、ちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

○岡田教育部長 ありがとうございます。

委員御指摘のように、今年度当初、私どもかわってきてすぐですけれども、御指摘のように4月

1日採用予定の指導員さんが、勤務することなく退職せざるを得ない状況になったということがありまして、私も驚いたところでございます。

そういったこともあって、今御指摘のように指導員さんが一定、当初予定した方よりも少なくなった結果、急遽募集して、今現在6月現在何とかなっている。

そういう中で、4月当初スタート時に、大変現場指導員さんたちにも混乱を来したかと思っておりますし、お子さんたちにも保護者の方にも御迷惑をかけたなというふうに感じておるところでございます。申しわけなかったなというふうに感じております。ただ、現在につきましては、速やかに補充することができまして、何とかなっているということでございます。

今後、特に来年度より19時までの時間の延長を行っていくということにつきましては、現在おられる指導員さんにも丁寧に御説明をして、また延長のお願いをすることや、また、新たに今回規制緩和もあって、任用できる範囲が広がるということもありますので、しっかりとした体制をつくって臨んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○堀口委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。

○和気委員 重なる部分はあると思うんですけれども、この放課後児童会のこれは従事者の不足とか、なり手不足というふうになると思うんですけれども、数年前にもこの改正があって、研修をしたら指導員になれるとかという、そういうのもあったというふうに思うんですけれども、この改正はそれに引き続くものかなというふうに思うんですけれども、その点が1点です。

それから、教員免許の更新制度導入とありますけれども、この国の制度で教員も更新しないと、次に働けないということがあったと思うんですけれども、そういった現状の中で、指導員として、それに当てはまらなかった、今の制度改正された後については、泉南市においてはそういった方が指導員として働いておられるのか、その辺はどうなんですか。

2点ちょっとお聞かせください。

○西本生涯学習課長 今回の改正、こちらは地方の提言を受けて、実際、各自治体から意見を吸い上げる場ということで、何市かからこういった形で、実際にうちで言う補助員さんで支援員になれる、5年以上働いておられる方がおられて、なれないのかという声が上がってきて、今回この学歴を問わず、門戸を広げましょうということで改正に至ったというふうに報告を受けております。

あと、教員免許の部分ですね。失効につきましては、ちょっと申しわけないですけれども、確認はしていないんですけれども、現状、教員免許所有者が支援員で12名、本市の場合、所属しておるということになります。

○和気委員 ということは、12名の方は、更新された方が12名ということなのか、その点。免許を持っていらっしゃるわけですから、それはそれでいいかなと。ただ、国がそういった形の中で、今回適用するというふうに、またそれをわざわざ書くというのは、不足でいろんな人を幅広くすることなのかなというふうに思ったので、お聞きしました。また後でお答えください。

それから、その児童会については、今回の議会の説明の中で465人定員で、462名が現在いらっしゃるという、子どもたちがいるというふうに聞きましたけれども、今現在、子どもたちも大きくなって、1年生から6年生まで本当に拡大もされてきていますし、そういった中で、教室が狭くなっている。

その前からも教室が狭くなって、1部屋しかない中で、1年生から6年生まで、それと障害を持っておられるお子さんも受け入れているわけですから、それはすごく大事なことやと思うんですけれども、そういった1年生から6年生まで成長もいろいろ違う、そういった中で、本当に大変かというふうに思うんですけれども、教室もふやしていない状況がありますし、そういった中で、この現状10カ所ですか、そういった中で児童数等がわかりましたら、障害のお子さんの人数と、それから配置されている職員の人数がわかりましたら教えてください。

それから、この縦割り保育になると思うんです

けれども、一応居場所という形になると思いますが、例えば雨が降っている日、天気のおきは外でも遊べるし、いろんな工夫をされていると思うんですけれども、雨の日とか、こういった梅雨時になれば部屋の中でしか遊べないですし、そういった中で、例えば体育館を使っているとか、いろんな形で学校との協力で、それができているのかどうか。

また、けがとか緊急な場合は、学校とは別の体制になっていると思うんですけれども、こういった緊急時の対応については、どのようにされているのか、その点ちょっとお聞かせください。

○西本生涯学習課長 たくさん御質問いただきましたので、抜けていたらまた御指摘いただきたいんですけれども、まず先ほどの教員免許の失効の部分なんですけれども、こちらにつきましては、今回改正があったものの内容的には変わらないと。今までも失効しておっても、支援員としての資格は有しておると。ただ、書き方によってちょっとややこしいねということで、明確にするために、こういうふうな改正となったというふうな報告を受けております。

あと、教室、こちらは実際に定員に対しまして多く受け入れているところも実際ございます。今年度に入りまして、各学校のほうを回りまして、特に定員を超えているところを回らせていただきまして、空き教室がないかという確認で回っております。

一部、ひょっとしたら使えるかもしれないねというところも聞いておりますので、その辺について、具体的に来年度に向けて動いていきたいかなと思っております。

あと、障害児の状況なんですけれども、現在、我々6月現在の要支援の児童が26名ということで、トータル26名入っております。この中には要支援ですので、障害だけに限らず病気とかそういったものも含まれておりますので、全てが障害児ではないということで、26名の入会となっております。

あと、体育館等の居場所です。こちらにつきましても、ちょっと学校さんのほうに夏休み等々、できるだけ使わせてもらえないかというお話もこの4月からさせていただいておりますので、この夏

とか、できるだけ使えるような形で進めていきたいなと思っております。

緊急時の連絡体制なんですけれども、各学校に運営委員という先生を置いていただいております。その方と連絡を密にとって、情報共有をするという体制で進めておるとい状況です。

以上です。

○和気委員 具体的に例えば樽井小は2つあると思うんですけれども、その中で定員40名というふうには聞いていたと思うんですけれども、間違っていたら、また教えていただきたいんですけれども、例えば西信達小とか、それから信達小、それは多分定員が多かったと思うんですよ。

ただ、それは基準に違反していないということで、お休みする子どもたちもいらっしゃるのですが、実際には申し込みされているよりも、その中で現実的には定員をオーバーしていないというような形で、前お聞きしたときには説明もされていました。

それは、やっぱりそういう形じゃなくて、きちんと子どもたちが安心して申し込みをして、人数がふえれば、ちゃんとそれを整備をするべきやというふうに思うんですけれども、現在、定員よりも多くなっている学校というのを具体的に、また変わっていると思うので、その点を教えていただきたいというふうに思いますし、今後の改善策ですよね。

もちろん来年から時間延長をされれば、その分長い間その場所で子どもたちは、いてるわけですし、朝学校へ行って、それから夜の7時ぐらいますか、そういった形でいてるわけですし、また、指導員の方々も1年生から6年生まで、そして障害をお持ちのお子さんも入れて、いろんな形の中で、本当にこういった指導する力量が要ると思うんですよ。

だから、せめてその環境をちゃんと整えてあげて、居場所をちゃんとするという事は、すごく大事だと思うんです。だから、その点を、今までずっと課題があったと思いますので、どのように改善されてきているのか、その辺を教えてくださいなというふうに思います。

それからもう1点、おやつ代は、指導員の方が

集めていらっしゃると思うんですけれども、その辺の管理とかは過重負担にならないのか、その点は、ずっと今までもそのようにされていると思うんですけれども、その点です。

それから、会費の問題でいろいろ不適切な問題もあったと思うんですけれども、それはもう改善されていると思うんですけれども、この4月から。その辺がどのように改善されてスムーズにしているのかどうなのか、その点、聞かせてください。

○西本生涯学習課長 定員を超えておる施設、主に樽井、西信達、信達という御指摘を受けたんですけれども、御指摘のとおり樽井に関しましても第一、あと西信達、信達、こちらについてはちょっとオーバーしておるという状況で、以前も答弁させていただいておりますように、面積基準は1.65平米、おおむねという基準がありますので、それを超えておらない状況であるということで、今のところ受け入れはさせていただいておりますが、この辺については、やはり考え方もいろいろあるかと思しますので、私ども、来年の延長へ向けて、その考え方についてもちょっと精査はしていきたいなと思っております。

環境整備につきましても、先ほど答弁させていただきましたように、いろんな可能性、やれる場所がないのかとかということについても、今調べさせていただいております。

あと、おやつ代につきまして、実際管理は指導員でやっておりまして、負担になっていないのかということですね、指導員の。

実際に、我々課のほうで管理するとなりますと、逆に現場の迅速なおやつ調達といえますかね、そちらがちょっとできないという状況で、もうこれは過去から、現場のほうでお任せするという形です。

ただ、その会計、執行状況につきましては毎月報告をいただいて、我々のほうでこの支出について適正であるかというのは、チェックをさせていただいておりますという状況です。

収納につきましては、この4月から口座振替、ゆうちょのみなんですけれども、今、実施させていただいております。来年度からは銀行もいけるような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○和気委員 お金の問題ですので、おやつ代も本当に現場で集めるのは大変やというふうに思いますし、子どもさんが多分持っていくというふうに思いますので、その辺は指導員の負担にならないような形で、しっかりと市のほうもお願いしたいなということ。

それから、会費の徴収、それについてはゆうちょとあと銀行、これからと言っていますけれども、口座を提出しない人もたくさんいらっしゃると思うんですよ。その点は窓口を持っていくとかというふうにお聞きしているんですけども、やはり働いている方々ですので、時間的にも大変やということも前提案があったと思いますけれども、その点については、将来的にはもうちゃんと口座で振り込まれるようになると思うんですけども、この間、その点はどのようにされているのか。

きちんと一人一人がちゃんとお支払い、安心して払えるように、滞納のないような形にしていくことが大事やと思いますので、その点、最後に、どのように思って改善されようとしているのか、お聞かせください。

○西本生涯学習課長 今現在、ゆうちょのみということで、ゆうちょをお持ちでない方で、どうしても口座が持てないという方におかれましては、納付書をお渡しさせていただいて、従来どおりのお支払いをしていただいているという状況です。

あと、来年からは銀行もいけるよという形で、これでほとんどの方がメイン口座で引き落としができるのではないかとというふうに考えておりますが、それでも不可能な場合、コンビニで収納するとか、あとカードで直接決済できるのかとかいうことになりますと、やっぱりそれなりのコストがかかりますので、それをやるとなると、やっぱりその分の負担というのは、利用者の方にもはね返るものなのかなと思っておりますので、そういったトータルのコストを勘案して、やはり来年はもう銀行口座のみという形でいきたいと考えております。

以上です。

○堀口委員長 よろしいですか。（「結構です」の声あり）

○岡田委員 おはようございます。よろしく願いいたします。ちょっと重なるところがあるかもしれませんが、お願いいたします。

9小学校で10施設、規模が大きいのは樽井の第一と信達小学校というふうにお聞きしているんですが、じゃ定数以下の学校というのをちょっと教えていただいてもいいでしょうか。

○西本生涯学習課長 現在下回っておりますのは、新家、あと新家東、砂川、鳴滝、こちらにつきましては下回っている状況です。

○岡田委員 ありがとうございます。

全国一律義務として2名を配置しないとイケないというふうになっているんですが、今はやっぱり人材確保が難しいので、地方によっては、これは本当に難しいことやということで、今、厚生労働省が運営基準緩和を検討されているそうで、夏には見直し案が出て、年末には正式に発表になるというふうにご覧いただいております。

そうすると、それは、はっきりいってどうなるかわからないんですが、その中で今子どもが多いところは4名配置していただいている状況だというふうにお聞きしていると思うんですが、子どもの安全面からいった場合、今最低のところも2名配置していただいているんですが、何かあったときに指導員だけではなくて、何かあったときに教職員がすぐに駆けつけていただけるような体制というのはとっていただいているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○西本生涯学習課長 安全面につきましてですけれども、2名配置、これが最低基準ということで、それに加えて、支援の必要なお子様が1名でもおられましたら、1名補助金対象となるということで、1名つけさせていただいたりしております。

あと、これまでつけていない状況のところもあるんですけども、3名以上おられましたらもう1人つけられますので、つけたいなと思っておりますが、実際に人が集まらないという状況で、これはもう皆様に逆をお願いなんですけれども、資格等がなくても支援員の補助はできますので、そういったお仕事を探されている方がおられましたら、ぜひこういった仕事があるということで、御

協力をお願いできたらなと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、何かあったときの対応なんですけれども、学校との連絡を密にということで、運営委員さんのほうに連絡をとるようにということで、実際、現場のほうにも言うております。実際やはり4月、5月にやっぱりいろいろとありますので、そういったときに、学校さんのほうとかなりかかわっていただいていることも確認しておりますので、今のところ特に問題はないかなと思っております。

以上です。

**○堀口委員長** よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにないですか。———それでは、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

**○和気委員** 賛成の討論をしたいと思えます。

今、共働きとかひとり親家庭、また働き方が多様になっているこの現状の中で、放課後児童会を必要とする児童は、本当にふえていくというふうに思います。

そういった中で、1年から6年生まで、障害を持つお子さんたちもいらっしゃいますし、また居場所づくりというふうになっていますので、安心して過ごせるような施設と、部屋の拡充とか環境を整えてすることが大事だというふうに思います。

また指導員の働く条件もよくしていくことで、継続して働けると思えますし、働きがいのある職場になるというふうに考えます。指導員がいなくては、必要とする児童を受け入れることもできなくなるというふうに思います。

それと、基準緩和をすることだけじゃなくて、今後も充実した制度になるように要望をして、賛成といたします。

**○堀口委員長** ほかにございませんか。———以上で、本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○堀口委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

**○和気委員** ちょっと1点お聞きしたいんですけども、よくわからなくて、いろいろ見て、それから3月議会において介護保険制度を改正されて、そういった状況の中で、それ以後にまた改正されていますので、この改正されている文章のところを見比べたんですけども、何かよくわからなくて、この中でどこが変わったのか、この中の22条の2第2項ということで線が引かれているんですけども、その辺をできたらちょっと説明していただきたいんですけども、ほかは何か変わっていないようなんですけども、それがどう変わったのかだけ教えてください。

**○高尾長寿社会推進課長** どこが変わったかというふうな御質問です。

まず、この施行令の改正ということで、国のほうから通知をもらったときに、私たちもどこがどう変わったのかというのが非常にわかりにくくて、大阪府ともいろいろ相談しながら、大阪府もちょっとこれはわからんということで、厚労省に問い合わせをしたというふうな経緯がございまして、大阪府でも大笑いしました。

実は、まず3月に介護保険法施行令の38条第4項というところを改正したのは、課税所得の課税の基礎になる部分で、長期譲渡、短期譲渡というふうなところがございまして。そこは災害とか、そういうふうな部分で、土地を売らざるを得なかった場合とか、いろんな形で、そういうふうな部分で土地を例えば売った場合に、翌年合計所得金額というのが、ぐっとはね上がってしまっ、介護保険料が一気に高くなってしまおうというふうな状況がございまして。

それをいけば、かからないようにと、それが適用されないようにというふうなところで、長期譲渡、短期譲渡を除いた金額で合計金額をはじくというふうなところにするということで3月に改正して、それを介護保険法、介護保険料の算定にしたということで、ここの部分に関しては、泉南市では4名の方が、ここの部分によって介護保険料が抑えられたというふうになっています。

それで、3月にその介護保険施行令が改正されて、何でまた8月1日に改正するねんというふうなところなんです、実は8月1日施行で介護保険のサービスの利用料、高額サービス費とか、そういうふうなところの部分がございまして。

その方々もそういった長期譲渡、短期譲渡の合計所得金額から省くために、今度はどこの法律をさわらなあかんかというのと、施行令第22条をさわらなあかんかというふうなことに国が一定答えを出しました。

施行令第22条を、3月に改正した第38条と同じ文面を第22条に持ってきました。そこでサービス利用の部分を、そういうふうな上がらないようにというふうなところで措置をしたと。

そうしたら38条の部分というのが、38条の改正の部分と全く同じ文章が22条に来ていますので、38条の同じ文章が要らなくなったというところで、今回38条のその文章を削除しました。

削除したら、介護保険料の部分にいきますと、38条のところ、その部分が抜けてしまうので、38条でその部分を今回8月1日で削除して22条に持っていきましたので、38条の部分をそのまま引用すれば、8月からその方々は介護保険料がどんと上がってしまうということになりますので、なので22条を引用したというふうなところでの改正ということで御理解を。

ちょっとややこしいんですけども、いわば3月に改正した部分と8月に改正した部分では、介護保険料については全く変わらないというふうな、結果的にはそういうふうな形でございます。

説明になったかどうかは、申しわけございません、御理解いただきたいと思っております。

○和気委員 何となくわかったような、とにかく要らないような感じやね。ただ、とにかく上がらないと、利用者の方は変わらないということで確認をさせていただきたいというふうに思います。結構です。

○堀口委員長 ほかにないですか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申し出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申し出を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議案審査につきましては全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる御審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に御一任をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これをもって、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時41分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

堀口和弘